

第3号様式

令和6年度第1回社会教育委員会議 会議録

(令和6年6月4日作成)

- 1 開催日時
令和6年5月2日(木曜日)午後3時10分から午後4時47分まで
- 2 開催場所
中央公民館 6階 講堂
- 3 出席者
 - (1) 委員 草野 滋之、平尾 美佐、丹間 康仁、高橋 利明
磯野 一男、佐原 摩貴子、鶴見 一義、西郡 佳香、
 - (2) 職員 生涯学習部長、社会教育課長、文化課長、生涯スポーツ課長、
青少年課長、市民協働課長、西図書館長、
市民文化ホール館長、郷土資料館長、青少年センター所長
 - (3) 事務局
社会教育課職員
- 4 欠席者
能勢 恵美、石川 康二
- 5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
 - (1) 社会教育関係団体への補助金の交付について(公開)
 - ① 青少年センター (1団体)
 - ② 市民協働課 (2団体)
 - (2) 連絡・報告事項(公開)
 - ① 令和6年度新規事業、拡充事業等について
 - ・社会教育課
 - ・文化課
 - ・青少年課
 - ・生涯スポーツ課
 - ・西図書館
 - ・市民文化ホール
 - ② 社会教育課
 - ・公民館の個人利用開始について
 - ・令和6年度ふなばし市民大学の応募状況等について
 - ③ 文化課
 - ・令和6年度文化振興事業の実施について
 - ・史跡取掛西貝塚保存活用計画について

④ 青少年課

- ・令和6年度青少年課主要事業
- ・第57回船橋市少年少女交歓大会の開催について

⑤ 市民文化ホール

- ・令和5年度自主事業実績報告及び令和6年度自主事業予定について

6 傍聴者数（全部を非公開で行う会議の場合を除く）

1人

7 決定事項

（1）社会教育関係団体への補助金の交付について意見聴取を行った。

（2）連絡・報告事項について、質疑応答及び意見聴取を行った。

8 問い合わせ先

教育委員会 生涯学習部 社会教育課

電話：047-436-2895

午後 3 時 1 0 分開会

○事務局

それでは、これより令和 6 年度第 1 回社会教育委員会議を開催いたします。

会議の進行についてですが、船橋市社会教育委員の会議の運営に関する要綱第 2 条に基づき、本日の会議で委員長及び副委員長の選出がごございますので、それまでは事務局で進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、社会教育委員会議について簡単ではございますが説明をさせていただきます。

お手元の参考資料の 1 ページ、「社会教育法（抜粋）」をご覧ください。1 ページ目の真ん中より少し下です。社会教育法第 15 条により「市町村に置くことができる」とされており

ます。次に 3 ページをご覧ください。真ん中辺りになります。船橋市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例第 3 条により、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する」とされており、市の事務について必要な審議・調査等を行うために設置された附属機関という位置づけとなっております。

また、社会教育委員の職務としては、社会教育法第 17 条第 1 項により、「社会教育に関する諸計画を立案すること」、「定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること」、「前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと」となっておりますので、今後、諸事業、諸計画につきまして委員の皆様にはご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日、能勢委員、石川委員におかれましては、欠席とのご連絡をいただいております。

本日の委員の出席状況は 10 名中 8 名となっており、委員定数の半数以上となっておりますので、船橋市社会教育委員の会議運営に関する要綱第 6 条に基づく会議の成立委員定数を満たしておりますことから、本日の会議は成立していることをご報告させていただきます。

本日、船橋市情報公開条例第 26 条の規定により、船橋市の設置する附属機関の会議は原則公開とされていることから、傍聴人の受付をしましたところ、1 名から傍聴したい旨、申し出がありましたことをご報告いたします。

それでは、傍聴の方に入室させていただきます。

(傍聴人 入室)

○事務局

傍聴の方へ申し上げます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております注意事項についてお守りいただき傍聴されるようお願いいたします。

それでは、これより次第に沿って会議を進めてまいります。

まずは、次第の1、委員長・副委員長の選出についてです。

委員長及び副委員長の選出については、船橋市社会教育委員の会議運営に関する要綱第2条第2項により、委員の互選により決定していただくこととなります。

それでは、まず委員長について、いかがいたしましょうか。

○磯野委員

長年やっただいて草野先生にお願いしたいと思います。

○事務局

草野委員、いかがでしょうか。

○草野委員

私も10年近くやってきておりますので、船橋市の社会教育について、かなりいろんな催しもイベント等にも参加しまして大分分かってきておりますので、お引き受けいたします。よろしく願いいたします。(拍手)

○事務局

草野委員、よろしく願いいたします。

それでは、委員長席にご移動をお願いいたします。

(草野委員 委員長席へ移動)

○事務局

この先の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○草野委員長

それでは、一言ご挨拶を申したいと思いますので、よろしく願いいたします。

私も10年近く社会教育委員をやっております、船橋の社会教育、これが全国的な視野で見ても大変レベルが高いといえますか、非常に活発な活動をしているというふうに常々実感しております。特に行政と市民の連携協働といえますか、その中で市民の方々が大変力をつけて、市民のまさに自主的ないろんな取組があちこちで活発に行われている、そういう印象を持っております。

先ほど生涯学習部長の話にもありましたし、それから教育長の話にもありましたけれども、公民館というものがまさに地域づくり、あるいは市民の様々な活動、サークル、グループ、いろんな取組がありまして、公民館活動というものがまさに歴史的に、船橋市で公民館が発足したのはかなり古い時代ですけれども、70年近いそういう歴史の中で育まれてきた船橋の社会教育、公民館活動を通して蓄積されてきた遺産といえますか、そういったものが大変豊富にあるというふうにご実感しております。

今非常に大きな時代の変り目に来ているという印象がありますけれども、少子化、人口減少化の問題ですとか高齢化の問題ですとか、あるいは、グローバルな動きが非常に活発化している。あるいは、デジタル化の動きがある。それから、学校教育を見ても、なか

なかP T A活動が成立しないような事態も今出てきつつあるということで、もう 2024 年で、21 世紀になってもう 20 数年たっておりますけれども、本当に歴史上かつてないような大きな変わり目に来ているという印象を持っております。

そういう転換期における社会教育というものがどういうふうにあるべきか、どういうふうに地域の中で一つずつ実践というものを積み上げていくのか、ということが大変問われてきている時代だと思います。船橋という地域に根差した形で、新しい社会教育のモデルと申しますか、社会教育の新しい転換期における姿と申しますか、そういうものを生み出していく、そういう時に来ている。今年あるいは来年、この2年間の任期の中で、新しい船橋の社会教育の可能性、一つのモデルですね、全国にアピールできるような、そういう実践なり運動なり活動を高めていく、そういうことをぜひ2年間という期間の中でやっていければと考えております。

社会教育委員の心得を見たところ、「地域について、もっとよく知ろう」という文言がありまして、改めて、私自身は東京在住ですけれども、船橋という地域、あるいは千葉という地域についてのいろんな情報を収集しながら、皆さんとともに議論し、船橋の社会教育を盛り上げていきたいと思っておりますので、どうぞご協力のほどよろしく願いいたします。（拍手）

では、これからは私のほうで進行させていただきます。

続きまして、副委員長を選出ですけれども、これまでP T A連合会から選出された委員がお引き受けくださっておりますので、もしよろしければ、佐原委員に副委員長をお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

○佐原委員

お引き受けいたします。よろしく申し上げます。（拍手）

○草野委員長

では、佐原委員、よろしく願いいたします。

それでは、副委員長席にご移動をお願いいたします。

（佐原委員 副委員長席へ移動）

○草野委員長

それでは、佐原副委員長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○佐原副委員長

副委員長を務めさせていただきます佐原です。

社会教育について全然分からず、副委員長をやらせていただくのが大変申し訳ないのですけれども、勉強させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。（拍手）

○草野委員長

委員長と副委員長ということで決定いたしましたので、任期2年間、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。

次第の2番、「社会教育関係団体への補助金の交付について」に参ります。

まず初めに、青少年センターより説明をお願いいたします。

○青少年センター所長

青少年センター所長の大橋です。説明いたします。

社会教育法第13条により、地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならないとする規定に基づき、ご意見をお伺いするものでございます。

お手元の資料ですと、「令和6年度第1回船橋市社会教育委員会議 資料」と書いてあるものをご用意いただきたいと思っております。

今回は補助金交付申請が提出されました青少年センター所管の1団体、市民協働課所管の2団体、合計3団体に対しまして、それぞれ補助金限度額の範囲内で補助金を交付する予定でございます。

それでは、まず青少年センター所管の団体につきましてご説明いたします。船橋市社会教育委員会議の資料をご覧ください。

まずは、資料1ページをご覧ください。

大変申し訳ございませんが、訂正を一部お願いいたします。令和6年度社会教育関係団体補助金交付一覧の補助金交付担当課、枠内の一番上になるのですが、「船橋市青少年補導センター」となっているのですが、正しくは「船橋市青少年センター」ですので、「補導」の2文字を削除してください。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

当センターが所管する船橋市青少年補導委員連絡協議会は、市より委嘱を受けた136名の補導委員が、問題行動の早期発見や犯罪被害防止のための街頭補導活動、有害環境の浄化活動、広報活動など、青少年の健全育成を目的として活発に活動をしている団体でございます。

本日の資料では、資料の2ページに令和6年度の補助金交付申請書、そして、ちょっと飛びますが、資料7ページに令和5年度決算書、そして戻っていただいて、4ページに令和6年度の予算書を添付しておりますのでご参照ください。なお、補助金は補助金交付要綱に基づき補助率70%以内で算定しており、補助金交付限度額は77万円で予算計上しております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○草野委員長

では、ただいまの青少年センター所長からご説明がありましたことについて、委員の皆様からどうでしょうか。ご意見はございますでしょうか。

○鶴見委員

この補助というのは、ずっと継続して補助されているわけですね。そうでなければ活動できないと思うのです。私の認識で正しいのでしょうか。

○青少年センター所長

そうです。船橋市から補助金として 77 万円という形でいただいております。

○鶴見委員

昨年も多分、補助が。

○青少年センター所長

昨年もいただいています。

○鶴見委員

そうですね。ずっと継続してあるんですね。はい。分かりました。

○草野委員長

では、ほかにいかがでしょうか。

○丹間委員

令和 5 年度の活動報告を拝見しました。視察研修の中止、それから隣接地域補導関係者連絡会の中止ということの記載がございまして、その理由が 6 ページのところであって、COVID-19 ですね。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためというふうに記されております。令和 6 年度については、こういった視察等の活動また隣接地域との活動というのは実施できるような見込みがあると考えてよろしいでしょうか。

○青少年センター所長

令和 6 年度の活動計画が 3 ページございます。バス研修とかも予定しておりますので、コロナ禍でなくなったものを復活させる予定でございます。

○丹間委員

ありがとうございます。

○草野委員長

では、ほかにいかがでしょうか。ご質問、ご意見ありますでしょうか。

ほかにご意見がないということでもよろしいでしょうか。

では、次に進めさせていただきます。

次第の 2 番、「社会教育関係団体への補助金の交付について」の (2) ですが、市民協働課所管の団体につきまして、説明をお願いいたします。

○市民協働課長

続きまして、市民協働課より、令和 6 年度市民公益活動公募型支援事業の補助金交付についてご説明いたします。

市民協働課では、市民団体から提案のあった事業の中から、有識者や市民委員などで構成される審査会を設け、公益性、必要性などが認められた事業に支援金を交付することで、市民活動団体の活動を推進しております。

支援金は大きく 2 つ、年間 1 回のイベントに対して補助をする I 型、限度額 10 万円、複数の事業に対して補助を受ける II 型、限度額 100 万円があります。いずれも最大 3 年間の交付を受けることができる事業です。I 型は初年度 90%、II 型は 60%とし、それぞれ補助対象となる 3 年間で 10%ずつ低減する内容となっております。

このたび、付議する事業といたしましては、資料8ページ、交付一覧の2団体から提案のあった事業になります。2団体ともI型の事業です。

初めに、ゴスペル・マムズです。

ゴスペル・マムズは、市内の公民館でプロの音楽家とゴスペルの練習を行っている団体で、申請のあった事業名称は「歌って、ハモってリフレッシュ！ゴスペルワークショップ」で、一般市民向けにゴスペルを体験できるワークショップを開催するものです。

9ページ以降に支援金交付申請書と、ゴスペル・マムズは総会を終えていないことから、令和5年度の事業計画・会計予算、令和4年度の事業報告書及び決算報告書をつけております。社会教育関係団体につきましては、社会教育委員会議のご意見をいただいてから団体へ支援金交付決定を通知いたします。そのため総会前となってしまいますが、第1回の会議に付議させていただきました。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

当事業は令和5年度より実施し2年目となりますので、補助率は80%を適用しています。次に、丸山サンクチュアリです。

丸山サンクチュアリは、丸山の農業地及び藤原市民の森の保全活動をしている団体です。申請があった事業名称は「大切な市民の森を皆で守り育てよう！」で、森の果たす役割に関する講演会を実施した後に、森の観察会を行う2回連続講座です。

15ページ以降に支援金交付申請書、令和6年度の実施計画案及び予算案、令和5年度の事業報告、令和5年度決算報告書、令和6年度予算案をつけております。

当事業は本年度が新規となりますので、初年度の補助率90%を適用しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○草野委員長

ありがとうございました。

では、ただいま市民協働課からご説明がありましたけれども、ただいまの報告事項についていかがでしょうか。委員の皆様、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

○磯野委員

また教えてください。さっき松丸課長さんのほうで、総会が終わっていないから決算書がついていないと言われました。この会は決定機関ではないのかもしれない、意見を聞くということだと思いますけれども、先ほどの青少年センターの所長さんのお話だと、その書類の中に決算書がついているんですね。前年度決算がついていて、補助金がどんなふうに使われたかという内容を見ることができますよね。先ほどの資料は。ところが、今の市民協働のほうは、そういう資料はないので、この会に間に合わなくてよろしいのでしょうか。つまり、私が言いたいのは、決算の中に補助金の使われ方が書いていない。それが書いていなくて、会議に出す意味があるかどうかをちょっと伺いたいと思います。教えてください。

○市民協働課長

審査会を経て認められた事業なのですけれども、こちらの支援金交付決定を通知するの

が令和6年度の事業ですので、決定通知を出さないとこの事業に着手できないため、こちらを第1回に出させていただいているのですが、補助金がきちんと使われたかどうかにつきましては、精算払いとなっておりますので、そちらでお支払いをするときにきちんと確認をしております。

○磯野委員

私、多分、去年も同じことを聞きました。ごめんなさい、何度も。よく分からないものだから。

補導委員の方々の申請書のほうは、私の目から見るとすごく分かりやすいんです。7ページかな、5年度の決算が出ていて、収入の中に補助金の額がちゃんと記載されていて、使い方は歳出のほうにも入っているので、適切に使われたというふうな審査じゃないかもしれないけど、よく分かるようにつくってあるのですが、市民協働のほうの資料にそこが伺えない。いただいた資料でどういうふうに行ったのかなと考えたいときに、私たちはそれは分からないということですよ。そこがちょっと去年も分からなかったんですね。今この話でまだということで、それは分かりましたけれども、そこはちょっと私は納得いかないというか、おかしいのではないかなと正直思っているんです。だから質問しました。

○市民協働課長

はい。おっしゃるとおりだと思います。こちらの団体の事業は2年目なので、令和5年度事業については精算が終わっていますので、そちらをおつけしなければいけなかったと思います。申し訳ございません。

○磯野委員

いいです。ありがとうございました。

○丹間委員

市民公益活動を通して、船橋市の社会教育活動がぜひとも広がってほしいという思いで確認させてください。

公益性のある活動ということで、2年目となる団体、1つ目のゴスペル・マムズさんのワークショップですが、これは一般市民向けに行われており、昨年度も実施をされたということです。これも書類の提出時期等があるのですが、11ページの資料では、2023年度の事業計画しか出ておりません。事業報告はまだなされていないということかもしれませんが、こちらを見ますと、2023年7月13日のワークショップが予定となっております。実際には既に開催されたというふうに理解してよろしいでしょうか。また、その場合に37名という記載があるわけですが、この団体のメンバー以外の一般市民の方がどれぐらい参加していたかということをお尋ねしたいと思います。2年目の事業ですので、よろしく願いいたします。

○市民協働課長

申し訳ありません。今、手持ちで人数がありませんので、確認してご報告をさせていただきたいと思います。

○丹間委員

支援率自体は 10%ずつ減っていくという仕組みですけれども、その中で、ぜひこの補助を使っていただきながら、ゴスペルという世界を船橋の市民の方に広げようとされているのだと思います。1回目やってみてどうだったのかということで、もちろん参加者が仮に少なかったとしても、それはそれでどう改善して今度は広げていくのかというのをぜひ提案していただく。そういうことをぜひ社会教育委員会議においてご報告いただけたら幸いです。

○市民協働課長

ありがとうございます。次回はそういたします。申し訳ありませんでした。

○草野委員長

補助金の使用が適切に行われたかどうかということで、確認のご意見、ご説明があったと思いますけれども、ただいま丹間委員が言われたように、こういう市民協働といいますか、市民活動というものが広がっていく。そういった補助金を通してより広い市民の中にこういう活動が広がっていく。そのことが、地域の社会教育の活性化にもつながっていくということで、補助金の役割というのは大変重要なものですね。それがどう効果的に、どういうふうにも有効に使われたのかというその実態についての正確な説明といいますか、根拠といいますか、しっかりと社会教育委員の中でもそういった情報を共有して、今後もそういった補助金をどんどん交付しながら市民活動を活発にしていこうという流れになっていくと思いますので、その点はどうぞ今後よろしくお願ひしたいと思います。

○市民協働課長

はい、そういたします。申し訳ありませんでした。

○草野委員長

では、ほかに、この市民協働課からのご説明について、いかがでしょうか。何かご意見。どうぞ。

○鶴見委員

私がよく分かっていないので質問をさせていただくのですが、2つの団体が選ばれたという、最終的には協働課さんがお選びになったのかなと思いますけれども、申請があったから選んでいるという、こういう形でしょうか。ほかの団体からは申請がなかったと、そんな感じですかね。

○市民協働課長

申請のあった事業に対しまして審査会を開催しまして、適格性、公益性、効果性、実現性、必要性、独創性、持続性ということで評価をしていただいて、審査会の意見を踏まえ、支援の可否について決定しております。

○鶴見委員

毎年1団体ずつみたいなの、そんな感じですか。1年目、2年目、1団体ずつみたいなの大体数字が決まっていて、協働課さんでいろいろ申請があった中で必要性をいろいろ吟味し

てここに決めたという形ですね。今のご説明ですと。

○市民協働課長

昨年の審査会では、令和6年度の事業を審査しましたときも、申請件数は令和6年度はⅠ型が18件、Ⅱ型が2件、合計20件でございました。

○鶴見委員

なるほど。結構多いんですね、申請がね。

○市民協働課長

そのうち17件が採択されまして、2団体が社会教育関係団体となっております。

○鶴見委員

はい、分かりました。

○草野委員長

では、ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

特にほかにご意見がないようですので、次に進めさせていただきます。

以上で、次第の2番「社会教育関係団体への補助金の交付について」を終わります。

事務局におきましては、各委員から出たご意見を参考に、各団体に適切な交付をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

では、次に行きまして、次第の3番、連絡・報告事項の(1)、「令和6年度新規事業、拡充事業等について」に参ります。

社会教育課から順にお願いいたします。

○社会教育課長

社会教育課です。令和6年度新規事業、拡充事業等について、順にご説明させていただきます。

資料21ページをご覧ください。社会教育課、一番上にごございます。ふなばし市民中学校運営費につきまして、ご説明します。

ふなばし市民中学校は、生涯にわたって学び続け、その成果を個人の生活や地域での活動等に活かすことができるための学習環境を提供することを目的として運営しており、令和6年度から公益財団法人船橋市公園協会に事務局業務を委託いたします。

公園協会は令和6年4月1日に文化スポーツ公社と合併し、都市緑化の推進及び環境整備並びに文化芸術・スポーツ及び生涯学習の振興に資する事業を行います。委託により、市と法人による一体的な事業展開や、よりよい学習環境の継続的な提供を図ってまいります。

社会教育課からは以上でございます。

○文化課長

文化課でございます。埋蔵文化財調査事務所の移転に伴う旧金杉台中学校校舎の改修工事設計委託についてでございます。

現在、二和東5丁目にある埋蔵文化財調査事務所を令和8年度以降、旧金杉台中学校に

移転し、（仮称）埋蔵文化財調査研究センターとして活用するため、令和6年度予算に改修工事の設計予算1,055万円を計上しています。

現在、市内から出土した文化財は、市内小中学校の空き教室など複数の施設へ分散して収蔵しています。さらに土器等を収蔵するテンバコは毎年100箱のペースで増えており、埋蔵文化財調査事務所は大変手狭な状態となっております。そこで旧金杉台中学校の校舎を活用し、現在の埋蔵文化財調査事務所を移転するとともに、分散収蔵している出土文化財を1か所に集約するものです。また、併せて市民向けに実習室や研究室を新たに設ける予定です。これにより出土文化財が市民共有の財産となり、活動の向上も期待されます。

文化課からの説明は以上でございます。

○青少年課長

続きまして、青少年課でございます。青少年課は3点でございます。

1つ目、社会教育事業費補助金でございます。こちらは拡充事業です。

本補助金は、船橋市PTA連合会に対する事業補助として主に研修や機関誌発行、その他事業に係る報償費、旅費、消耗品費等を補助対象としています。令和6年度より各PTAの負担軽減のため、ひまわり110番のプレート購入に係る経費の全額を補助対象といたしました。

2つ目、22ページになります。地域学校協働活動事業費でございます。こちらは新規事業になります。

従来、中学校区単位で実施しておりました学校支援地域本部事業に代わり、市立の小・中・高・特別支援学校を単位とした地域学校協働活動を実施いたします。各校に地域学校協働活動推進員と呼ばれるコーディネーターを配置し、学校運営協議会と連携を図りながら地域全体で子供たちの学びや成長を支えていくことを目的としています。協働活動に係るコーディネーターの謝金や、消耗品費等の経費について国庫補助を受けて実施いたします。

最後、3番目です。ふなっこ未来大学運営費でございます。こちらは拡充事業でございます。

令和4年度より東邦大学理学部と連携して、子供たちが主体的に学び、可能性を広げるための体験の場を提供する事業として実施してまいりましたが、今年度は東邦大学に加えて新たに日本大学理工学部と連携を図り、小学生を対象とした講座を実施する予定でございます。

青少年課は以上です。

○生涯スポーツ課長

続きまして、生涯スポーツ課です。資料は23ページの中段となります。3点でございます。

まず1点目は、運動公園陸上競技場2種公認の更新です。運動公園陸上競技場2種公認の更新に伴い、必要な物品の購入や改修工事を行います。なお、改修工事に伴い10月から3月までの6か月間を休場する予定としております。

続きまして、2点目、武道センター大規模改修工事契約です。昭和62年に開館した武道センターを、公共建築物保全計画に基づき、老朽化した設備の更新工事を行うほか、エレベーターや空調設備の設置工事を行います。なお、工事着工は令和7年度となり、令和7年4月から令和8年3月までの1年間を休館する予定としております。

続きまして、3点目、芝山まちかどスポーツ広場の整備です。都市再生機構所有の芝山団地第三調整池が市に移管されたことに伴い、当調整池の上部を有効活用し、まちかどスポーツ広場としての整備を行ってまいります。

生涯スポーツ課は以上です。

○西図書館長

続きまして、西図書館でございます。資料は同じく23ページでございます。

まず1点目、東部公民館臨時図書貸出返却窓口の設置についてです。現在、東部公民館は大規模改修工事のため令和7年3月までの予定で休館しておりますが、図書貸出返却窓口は津田沼連絡所内に場所を移し、臨時窓口として現在業務を行っているところでございます。6月からは連絡所の改修工事も始まりますため、東部公民館のリニューアルオープンまでの間、周辺の民間賃貸物件を借り、臨時の図書貸出返却窓口を設置いたします。

続きまして、2点目です。東部公民館図書コーナー設置に伴う図書購入等です。東部公民館には、これまで1階ロビーに図書貸出返却窓口を設置していました。地域の皆様からの図書室の設置要望もあり、このたびの大規模改修工事に併せ、蔵書を備えた図書コーナーを整備いたします。

3点目、北図書館お話し室及び授乳室移設工事についてです。二和東5丁目市有地、こちらは新京成の二和向台駅南側の国家公務員宿舎跡地の部分が主でございますが、この市有地活用事業の一環で北図書館をリニューアルし、お話し室を児童コーナーの内に移設、また、お話し室の中にあった授乳室を複合施設のエントランス部分に移設いたします。なお、現在のお話し室は、二和出張所の拡張スペースとなる予定でございます。令和6年度前半に実施設計、後半に工事を実施いたします。工事期間中の北図書館の休館は予定しておりません。

図書館からは以上でございます。

○市民文化ホール館長

市民文化ホールです。24ページをご覧ください。

市民文化ホール整備費についてご説明いたします。市民文化ホールは、公共建築物保全計画に基づく外壁・屋上防水、空調設備等の大規模改修工事と併せて、特定天井に該当するホール客席の天井を改修するための実施設計を令和6年度で行っております。なお、工事については令和7年度から9年度を予定しており、令和7年12月から休館の見込みでございます。

続いて、市民文化創造館整備費についてご説明します。市民文化創造館は開館から21年が経過し、設備等の老朽化による不具合が生じております。令和6年度はホールの脇に設

置してある空調機 2 基を修繕で更新いたします。機器の更新に当たり、令和 7 年 2 月から 3 月にかけて、1 か月程度貸出しを中止いたします。

以上です。

○草野委員長

ありがとうございました。

ただいまの社会教育課、文化課、青少年課、生涯スポーツ課、西図書館、市民文化ホールの新規事業・拡充事業について説明がありましたが、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

○丹間委員

青少年課の 2 番の地域学校協働活動事業費について質問させていただいてよろしいでしょうか。こちらに活動事業費として 581 万円が計上されています。差し支えなければ、これはどのように配分されるか教えていただけると幸いです。

○青少年課長

ご質問ありがとうございます。

こちらの 581 万円ですけれども、消耗品費等購入費という形で 1 校当たり 7 万円の予算という形で計上しております。7 万円で 83 校ございますので、掛けると 581 万円となります。この活動をするに当たって、コーディネーターさんの活動に必要な消耗品、備品は対象外となりますが、消耗品を担当課のほうで購入して、そちらのほうで受け取っていただくとか、間に合わなければ先買いというような形で、コーディネーターさんから業者に注文いただいてということも可能ですけれども、そのような内容になっています。

○丹間委員

ありがとうございました。先ほどの委嘱式での教育長のご挨拶や会議冒頭での生涯学習部長のご挨拶でもございましたけれども、地域と学校の協働の推進についてです。各校 7 万円とはいえ、これをどう使うかというのがとても大切だと思いました。それぞれの学校と地域は多様ですから、ぜひ有効かつ自由に使っていただくことが大事だというふうに思いました。

その上で、これは意見ですけれども、この地域学校協働活動というのは、社会教育法に位置づけられてございます。2017 年の法改正で規定されました。そういう意味では社会教育活動の一つでもあります。子どもたちにとっては学校の教育課程の中はもちろん、教育課程の外も含めて、地域の方々から学ぶということとても大事な機会なので、広く言えば子どもの社会教育でもあるといえるのですけれども、他方で、その活動に参加してくださる地域の方々にとっても、生きがいになったりやりがいになったりする。つまり、広い意味での学びになることもあると思うんですね。

そういう意味では、船橋市の場合には地域学校協働活動は青少年課で所管されるということではあるのですけれども、ぜひ、大人たちにとっての社会教育そして学びの場でもあるということを認識していただきまして、これだけ学校がたくさんあって、しかも全校導

入で小・中学校のみならず特別支援学校と高等学校でも導入されるということですので、お互いの学校でどんな地域学校協働活動の面白いことをやっているのかという情報共有ですね。これは社会教育法でも、教育委員会はそういった地域と学校の連携の全体のコーディネーターする役割を果たすんだという趣旨が読み取れますので、今回、各校に置かれる推進員というコーディネーターがまずは大事ですけれども、そのコーディネーターのさらにコーディネーター役というのは、教育委員会、特に社会教育部門、あるいは青少年課になるだと思いました。

そういう意味では、もちろん負担にならないようにはしないといけないのですけれども、各校でどんなことをやっているのかという事例集と言いますか、ぜひそういう情報をお互いに出していただいて、こういう活動をしていて、子どもたちのためにもなっているけれども、さらに、その地域の方たちもすごく楽しんで、大変な面もあるけれどやりがいを持って取り組んでいらっしゃるということをお互いに分かっていると、船橋市全体の地域と学校の力がさらに底上げされていくのではないかなと思います。そういった教育委員会の役割にも期待したいなと思います。

○草野委員長

まさに今年度からコミュニティスクールが一斉に全校でということなので、各地域によってかなり状況も違うと思うし、学校教育を取り巻く状況が違っていると思うし、学校と地域の関係もかなり地域によっていろいろ個性があると思いますので、今、丹間委員から活動の情報交換、事例集をという話もありました。1年目ですからいろんな試行錯誤があるとは思いますが、各学校の中でどういうふうな地域と学校の協働、それがどういう成果を生み出したか、あるいは、どういう問題を生み出しているか、その辺の丁寧な情報共有というのをやっぱり進めていく必要がありますので、その辺のことも含めて、ぜひお願いしたいと思います。

○青少年課長

今、委員のご意見を受けてという形ですけれども、各学校さんのほうに委員の推薦をしていただいて、83校全校から推薦をいただいたところでございます。5月13日に第1回目の研修会を実施予定でございます。その中では、まだノウハウがありませんので、全国の事例をまずご紹介させていただきたいと考えています。年に2回から3回の研修会を実施する予定ですので、来年度以降もそうなのでございますけれども、各校で実施した事業の情報共有やコーディネーターさん間の打ち合わせ会議や意見交換の場などを設けていきたいと考えています。

ご意見ありがとうございました。

○草野委員長

ありがとうございます。

では、ほかにいかがでしょうか。

○鶴見委員

市民文化ホールさんにお伺いしたいのですけれども、お差し支えなければ結構ですけれども、今年度の整備費というのは設計を委託する費用だけだということですよ。来年の12月から工事が始まるというふうに伺っていますけれども、これは大体どのくらいの予算でお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○市民文化ホール館長

工事の予算ということでしょうか。

○鶴見委員

そうですね。

○市民文化ホール館長

ただいま設計を行っている最中のございまして、具体的な数字というのは、大変申し訳ないのですがまだ申し上げることができませんので、また時期が参りましたらご報告させていただきます。

○鶴見委員

最長で2年間くらい閉まるということなので、ごめんなさい、クレームではないですけれども、文化団体はその間ずっと使えなくなってしまうので、非常にある意味当惑しているところもございます。どのくらいの規模の工事をやるのかなというのは興味が実はありまして、それで伺いました。今分かっていないのであれば、それはそれで結構です。

○市民文化ホール館長

具体的な内容としましては、本当に保全計画の中での改修ということになりますので、フルリフォームというような美しくキラキラしたような形には変わらない可能性が高いと思います。安全面・機能面の補修・改修ということを前提としておりますので、ご了承いただければと思います。

○鶴見委員

待ちます。了解です。

○草野委員長

改修工事ということで、令和7年度から9年度というかなり長期間にわたることなのですが、その間、鶴見委員からも出ましたように、いろんな文化団体、合唱もそうですし、演劇とか、たくさんサークル、文化団体があると思いますけれども、そういう活動の拠点としてこれまで使われてきたと思いますので、そういった文化サークルに対する大体のそういう場の補償というか、そういったものはかなり具体的に今考えられてきているのでしょうか。

○市民文化ホール館長

2年程度という長期にわたる休館になってしまいます。たくさんの方にご利用いただいているホールということで、様々な団体の皆様には大変なご迷惑をおかけすることになると思います。特に金銭面の補償ですとか優先的なご紹介とか、そういったことは難しいと考えております。ただ、ご相談でほかにどういった施設があるのかとか、他市のホール、

こんなところはどこかというところがあるんだろうというようなお問い合わせにつきましては、こちらのほうでできる限り資料などを探したり、お話を伺いながら丁寧に対応させていただければと考えております。

○草野委員長

鶴見委員のほうから何か、例えば合唱連盟の合唱サークルの中で、今後改修工事があった施設が使えなくなるということで、その辺の不安とか懸念とか、いろいろ出ていると思うのですが、いかがでしょうか。

○鶴見委員

ご存じの方も多いと思うのですが、習志野文化ホールが改修というか完全に建て直したので、あと7年くらい使えないわけですね。それから、今、県の文化ホールというのが亥鼻にあるんですけど、ここが今改修中で今年2年目、あともう1年全然使えないわけですよ。あちこちが使えなくなってしまって、その中にまた船橋が使えなくなるということで、少しショックを受けていたんですね。

だけど、皆さんそれぞれに文化活動をしなければいけないので、あちこちを探して、例えば都内のホールを使わせてもらうとか、そんなようなことで何とかやりくりをしている。だから希望なんですけれども、市民文化ホールさんが早く使えるようになってほしいなど、習志野も使えるようになってほしいなどというような希望しかありません。あとは、もう探すのは自分たちの努力になってしまうので、コンサートやいろんなお披露目をしたいというような熱意で頑張るしかないというのが実態です。

○生涯学習部長

いいでしょうか。生涯学習部長です。

すみません。今たまたま文化ホールの閉館の話がありましたけれども、冒頭にも申し上げたとおり、公共建築物が大分老朽化している中で、安全面を考えると、いろいろと改修工事をしなければいけないというところは十分ご理解をいただけるかなと思うのですが、ただ、その使えない期間というのが非常に長いというのは、私どもも懸念しております。

文化ホールだけでなく、この後、船橋アリーナもおよそ2年ぐらい休館をせざるを得ない。また、武道センターも1年間休館せざるを得ないということで、様々大規模な施設の休館というのが、この後、数年続く状態でございます。

今、鶴見委員のほうからもお話があったように、できるだけ重ならないように調整はさせていただいているところなのですが、工事期間を後に延ばせば延ばすほど、どんどん費用が、その間の小規模の修繕費用も上がっていくし、大規模修繕するときの建築資材なども本当に1か月単位で金額が上がっている中では、できるだけ早く、期間も短くということでは念頭において作業しております。本当に申し訳ない、我慢していただく以外ないのですが、ぜひその辺りはご理解をいただくと本当にありがたいと思います。私どももできるだけ努力をして期間を短くしたいとは思っておりますけれども、ある程度の期間を取って、しっかりと安全面を保つことを優先して取り組んでいきたいと思っておりますので、

ご理解いただけると幸いです。

○丹間委員

今、鶴見委員のお話を聞きまして、船橋市だけで解決しない課題でもあり、他市も同様に抱えている課題だと思います。私は習志野市でも社会教育委員をさせていただいているのですが、やはり習志野市の芸術文化団体の方々も、ホールの休館にともない県内他市はもちろん、都内まで出て活動をされているというような状況を聞きます。

全国的にも公共施設が一度に建て替えの時期や修繕が必要な時期を迎えるということですので、船橋市単独ですべて解決しようというのではなくて、ほかの市ともお互いさまの関係で提携を組んでいただいて、船橋市で建て替えが行われている間は隣接市、というよりも沿線の市町村のほうがよいかもしれませんが、そういった移動しやすいところのホールをお互いに利用できるような、そういう仕組みを、県レベルとか全国レベルで考えていかなければいけないのかもしれないかもしれません。

また、不便な時間が長く続くわけですが、文化活動というのは交流を通して発展する面もあると思います。これまでずっと同じ場所を拠点に活動していた団体さんが、不便に思いつつもほかの場所でも活動をしなければいけないということを通して、他市との連携やつながりがむしろ広がって、それで船橋市の文化が、改修工事を終わったときにまたもう一度広く動き出すようにこの期間を捉えて、後ろ向きではなくて、休館期間中の前向きな取組にも期待したいなと今聞いていて思いました。よろしくお願いします。

○磯野委員

ちょっと教えてください。コンサートなどは非常に厳しいと思いますけれども、学校施設の利用というのはどうなのでしょうかね。私、バスケットを教えている学校で、これは国が言っていることですが、今度は学校体育ではなく地域に開放していこうと。地域の団体になるようにというようなことを校長が考えているようで、今まで先生方が顧問をしているので、体育館を使ったり、あるいは教室をちょっと開放して、そこで着替えをしたり食事をしたりと結構自由に使えたのですけれども、外に出すということは、社会体育にすると学校の施設を使えなくなるんですね。体育館は使えるのですけど。着替えを教室ですったり食事をしたり、あるいは、ちょっと休んだりというのを、教室をみんな借りて今使っているのですけど、それもちょっと難くなる時代が来るんです。来年あたりから。今年も多分あると思いますけれども。

そう考えていくと、体育施設の開放というのは結構進んでいると思うのですが、教室をもう少し開放するとか、あるいは、音楽をしたりいろんな文化的な活動をするような施設も学校の中に多分あると思うんですよね。そういうところの開放というのは考えていないんですか。団体の方に貸し出すとか、そういう開放というのは教育委員会として考えていないのでしょうか。教えてください。

○生涯学習部長

ありがとうございます。今、磯野委員からの学校スポーツ施設の開放というのは、法律

上も学校開放事業ということで規定をされているのですが、今のところ文化の部分については特に規定はないというふうに記憶しています。

ただ、今日、西郡委員もいらっしゃいますが、学校長さんがどう判断されるかということも、教室の運営とか運用というのは大きな部分もありますので、そういった部分も今回の地域活動連携の中で、コーディネーターさんが案を出して、それぞれ地域の指導者が来て一緒に習うとか、子供たちも含めてやるというような案が出てくる可能性もあると思いますので、そういった部分で特定の団体にどうこうというよりも、全体の地域の活動としてどう捉えていくかというのは一つあるのかなと思います。

さっき言い忘れたのですが、例えば船橋アリーナですと、コンサートもできる環境がありまして、千葉ジェッツさんが実はもう新しいアリーナがオープンしたことで船橋アリーナでの開催回数が大幅に減ります。基本的には体育施設なので、そういった利用調整の対応等も必要ですが、新たな活用の方法も指定管理者のほうではいろいろと考えているようですので、そういったところも含めて、そこは文化ホールとアリーナの工事期間が重ならないようには配慮しておりますので、そういった方法もあるのかなというふうには思っております。必ず学校でやるとかという方針は、うちのほうではまだ出しておりません。

○草野委員長

なかなか大変な問題で、まさに船橋市だけではなかなか解決できない。近隣市町村との連携あるいは県とどういうふうに連携するかとか、いろいろあると思いますが、もう少し時間もありますので、船橋の文化を支えている人たちの活動が停滞しないように、いろんな手立てを考えていく必要があると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、ほかにいかがでしょうか。ただいまの新規事業等について何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

では、特にほかにご意見がないということですので、それでは次に行きます。

次第の3番、連絡・報告事項の(2)社会教育課のほうですが、社会教育課よりお願いいたします。

○社会教育課長

社会教育課から2点ご説明いたします。

まず、公民館の個人利用開始についてです。資料25ページをご覧ください。

本来であれば中央公民館からご説明させていただくところですが、本日は各基幹公民館長が公民館運営審議会に出席しており、この会議には不在ですので、代わりに社会教育課よりご説明させていただきます。

市内の公民館全26館において、これまで団体のみを対象としていた利用基準を見直し、5月1日(水)から個人での利用が可能となりました。今回の見直しは、令和4年に策定した第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画(ふなばし一番星プラン)で、重点プロジェクトに掲げている「地域の拠点・公民館の充実」の取組の一つとして行ったものです。

これまでの利用基準では、2人以上で構成される団体が利用対象となっており、「1人

で楽器の練習を行いたい」「ダンスの振り付けを確認したい」といった個人利用を希望する声に応えられていませんでしたが、5月1日からは、利用日の1週間前から、公民館の集会室等、空いている部屋について、個人での予約を可能としました。これにより、今まで公民館を使ったことのない方が新たに公民館を使うきっかけとなり、利用率の向上や新しい利用者層の開拓につながり、ひいては新たな地域コミュニティの形成にもつながるものと考えています。今後も市民の皆様活動をさらに後押しできるよう、公民館がより身近でより魅力的な施設となるよう、事業の拡充等を継続してまいります。

続きまして、資料 26 ページになります。ふなばし市民大学の応募状況等についてご説明します。

令和6年度の入学状況は、一番上の表になりまして、合計欄にございますとおり定員 414 名に対し、入学者が 380 名、率にして 91.8%です。この資料は4月1日現在の数字で、この後、入学を辞退された方や、それにより繰り上げで入学が決まった方もいらっしゃいまして、4月27日に行った入学式時点では、352名の方が入学されています。

全体の数値を見ますと昨年度と大きな変化はありませんが、学科によってばらつきも見られますので、引き続きカリキュラムの検討などを図っていきたいと考えております。また、昨年度に引き続き、短期開催の特別講座を2講座開講する予定です。

説明は以上です。

○草野委員長

ありがとうございました。

ただいま社会教育課よりご説明があったことについて、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

○高橋委員

公民館の個人利用のところについて教えてください。この文面でいくと、今利用されない部屋、空いてしまっている部屋が結構あって利用率が上がっていない現状があるのと、あとは、個人での利用をしたいというニーズがかなりあるという現状を踏まえて、こういう対応になったということと考えていいのでしょうか。

○社会教育課長

おっしゃるとおりでして、館によったり、時間帯などによってもお部屋の利用率が少ない時間帯などもございますので、そういったところに個人利用をご希望の方に使っていただいて、新しい利用者層の開拓などにつながることも期待しております。

○高橋委員

ありがとうございます。そうすると新しい利用者層の開拓みたいなところにつながると思うのですが、この部屋空いているよみたいな広報の仕方、お知らせの仕方も、新しい利用者様に伝わるように広報する必要があるかなと思います。今までと同じような広報の仕方です。「ここ空いています」と出したとしても、見ている人はみんな同じだと思いますので、また、細かいところに突っ込むようになるのですが、新たな利用者さんの

開拓で、1人で使うのに「新たな地域コミュニティの形成にもつながっていく」という、ここがかなり飛躍していると思うので、そのビジョンというか、方法が何かあるのであれば教えていただきたいなと思います。

○社会教育課長

公民館長がおりませんので詳細な説明はできませんが、実際の空き状況というのは生涯学習施設予約システムで確認していただく形で新しく何か「ここ空いています」という周知は、今の時点では特に考えてはいないのですけれども、個人利用も始める中で、どういった周知方法があるのかという検討については、公民館と今いただいたご意見を共有したいと思います。

また、「新たな地域コミュニティの形成」は、飛躍した表現と感じられたかもしれませんが、新しく利用した方が、例えばご友人と利用するというのであれば、今度は団体さんとして登録して継続的に公民館を使っただけでないかなど、そういったお声かけなどのきっかけにもなるものと思っています。

○丹間委員

公民館の個人利用に関して、私も高橋委員と同じ感想を持ちました。25 ページの本文の下から5行目にある「ひいては」という部分ですね。高橋委員は飛躍とおっしゃいましたが、その間のところをいかに公民館が工夫してつなげていくのが大事だというふうに思います。個人が複数になって友達を連れてということもあるかもしれませんが、例えば公民館まつりというのを船橋市は各館で実施されていると思います。これまでは団体の方が学習成果を発表するということが慣例だったと思うのですけれども、そこに少しでもいいので個人の部というのを設けていただいて、そこでふだん練習等をされた方が成果を発表することで社会とつながる。あるいは、そこで仲間ができる。やはり公民館の基本は「集う」「学ぶ」「結ぶ」ですね。これを地域に循環させていくということが大事です。これまでの時代は、集って、学んで、結びでつながって、また集うという循環だったのですが、今日の会議の最初に草野委員長が「時代の転換期」とおっしゃったように、入り口はいろいろあっていいと思います。つまり、個人利用は一人なので、集うというよりは、学びの部分でまずは公民館に練習に来られると思います。そこがスタートでもいい。そこで何かつながりがあって、「学ぶ」から「結ぶ」への工夫を何か、「今度、公民館まつりがありますよ」というチラシ一枚でもいいので、「個人でも発表できますよ」ということができると、別に公民館でなくても、ただスペースが空いていて使えればいいということではなくて、公民館だからこそ学びが社会につながっていくのだというふうに思いました。

ただ、やはり時代の転換期を感じるころです。この取組は施設の有効活用にもなりますし、稼働率の向上、それから予約の開始も1週間前ということで、この時期になれば恐らく多くの団体さんは予定を立てて活動を実施されるので、個人での柔軟な利用を想定されているということで、社会教育施設の経営としてはかなり戦略的かつ先駆的で面白い取

組だと思えます。ぜひ各館でそういった工夫を加えていただけると、さらによい取り組みになるかなと思えました。

○草野委員長

ありがとうございました。

そうですね。確かにこういう新しい試み、公民館の個人利用という非常に新たな公民館像というか、そういうものを開いていく一つのきっかけにもなると思えますし、個人で最初は利用したけれども、それがだんだんつながって、新しいコミュニティにつながっていくとか、新しい地域づくりの一つの在り方という点でも大変興味深いと思えます。

今後、学ぶということから、つながる、地域に広がっていくという、そういう流れを促進する、推進するような、そういう働きかけをぜひやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○鶴見委員

ちなみに、1人で行って利用するときの使用料みたいなものは設定されていらっしゃるのですか。

○社会教育課長

使用料は団体の方と変わりなく同じです。

○鶴見委員

一緒ですね。結構個人が出す負担が大きいかなという気もしないでもないですけども。船橋の公民館ってそんなに安くないので、たしか1,000円単位くらいでやっていますよね。3時間使うと。大体そんな感じだったと思うんですけどね。

○社会教育課長

公民館につきましては、3時間単位はこの館も共通で、あとは部屋の広さによって異なりますので、それほど広くない部屋であれば、1,000円超えないようなお部屋もございます。

○鶴見委員

ピアノを使ったりする人はそんなにいないと思うのであれですけども、楽器などはなかなか自宅ではできないので、公民館さんで自由にやらせてもらうのは結構いいんじゃないかなと思えますね。そういうところから、皆さんから意見が出ているように仲間ができて、それでサークル化していくみたいなことが実現できれば非常に面白いなという感じはします。これは当然、個人でやるので社会教育関係団体ではないですよ。だから一般の金額になってしまうということですよ。それはやむを得ないですよ。分かりました。

○草野委員長

ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に進めていきます。

続いて、文化課よりお願いいたします。

○文化課長

では、資料の 27 ページをご覧ください。令和 6 年度の文化振興事業としまして、文化課のほうで主催または共催の事業を取りまとめたものでございます。このうち 6 年度の新たな企画についてご説明いたします。

主催事業の下から 4 行目、「第 70 回船橋市合唱祭」です。先ほど鶴見理事長からもご挨拶にお話がありましたが、こちらの合唱祭は市内合唱団体の日頃の練習の成果の発表や団体同士の交流の場として、市教育委員会と船橋市合唱連盟の両主催により開催するもので、昭和 31 年に始まり今回で記念すべき第 70 回を迎えます。今回は日頃舞台上で合唱の発表をする機会のない児童や家族を対象に参加者を募り、練習からステージ発表まで体験していただくほか、全加盟団体による合同発表などを企画し、例年よりも日数を増やし、2 日間開催いたします。

主催事業の一番下、「アーティスト・イン・スクール」です。この事業は、アーティストが学校に数回出向き、児童・生徒と一緒に制作や鑑賞活動を行い、子供たちの発想力や創造力、コミュニケーション能力を育むとともに、制作した作品を地域の施設に展示することで、アートによる地域連携を図るものです。今年度は千葉県在住の若手彫刻家の関口恵美さんを招いて、高根台第二小学校 6 年生を対象に事業を行い、出来上がった作品はアーティストの作品とともに高根台公民館や周辺施設に展示する予定です。

続きまして、28 ページをご覧ください。史跡取掛西貝塚保存活用計画です。この計画は、令和 3 年 10 月に国史跡に指定された約 1 万年前の貝塚である取掛西貝塚につきまして、史跡の価値を明らかにして保存管理や活用、整備等の方針を示し、市民の皆様とともに後世に継承するため、文化財保護法に基づき策定するものです。計画期間は令和 6 年 4 月 1 日から 10 年間となっております。

こちらにつきましては、昨年度第 4 回 12 月の社会教育委員会議にて計画の概要やパブリックコメントの実施についてご説明し、また 2 月の第 5 回会議でパブリックコメントの実施結果についてご報告をさせていただいたところです。その後、有識者等で構成される史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会にてパブリックコメントの結果を踏まえご審議いただき、お手元の資料に内容を掲載しておりますが、このたび令和 6 年 4 月から計画をスタートすることができましたので、ご報告をさせていただきます。

なお、この概要版の内容につきまして詳しい説明は省略させていただきますが、この概要版は昨年度お配りしたものと変更はございません。

説明は以上です。

○草野委員長

ありがとうございました。

ただいま文化課から説明されたことについて、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

ちょっと私からですけれども、船橋市の合唱祭は、昭和 31 年（1956 年）から始まって記念すべき 70 回ということなのですが、合唱サークルとか合唱団とか、特にこのコロナ禍の中で、声を出して歌ったり、集まって歌ったり、そういう歌を歌うことの楽しみというこ

とが非常に長期にわたって制限されてしまった。そういう期間を経たわけですが、そういう中で合唱団体、いろんなサークル団体があるかと思えますけれども、コロナ禍以前と比べて活動がちょっと停滞したとか、あるいは、合唱を少し避けるというか、そういう傾向も出てきたというふうな話も聞いたりするのですが、コロナ禍による合唱活動に対するダメージというか、その辺はどの程度あるのでしょうか。もしできればお聞きしたいと思ひまして。

○鶴見委員

私から。ご存じのとおり、合唱は声を出す、唾を飛ばす活動なので、非常に悪者にされてきて、公民館も一度使えないこともありました。これは合唱だけに限らないのですけれども。ですから、非常に合唱が苦境に立たされたという時代がありました。船橋の合唱連盟もコロナ前は45団体くらいあったのですが、それが33とか34だとか、そのように減ってしまいました。最近になってまた少し盛り返してきて、去年は40とか39団体、今年はまた1団体増えたりするのですが、そんな状況です。

コロナの影響というのは、歌を歌うとうつってしまうから怖いねと言って行けなくなってしまうと、もう来なくなっちゃうんですね。だからメンバーがどんどん減る傾向になってしまって、そこに高齢化というような要因もくっついてきますので、そういう意味で合唱が大変だということは言えると思います。しかし、まあそんなに急にストーンとなることは多分ないだろうし、どうやって合唱活動をこれから盛り立てていくかというのは、合唱連盟の仕事だなというふうに考えています。コロナの影響といたら大体そんな感じですよ。

○文化課長

私も文化課2年目ということなので、コロナ前の状況などは見えていないのですが、去年、合唱祭を見させていただいて、私は非常に勢いがあるなという感じは受けました。いろんな事業を見る中で、どちらかという伝統芸能のほうで大分人が減ってしまっている印象はあります。一方で、吹奏楽とかそういったものは、新たな団体が立ち上がったりして、そういった中で合唱のほうはまだ若い方も結構いらっしゃいますし、この前の総会も非常に活発にご意見が出て、まだまだ勢いはあるのかなと認識しています。

○草野委員長

ありがとうございました。

私も合唱を学生時代にやっていたものですから、非常に思い出がありまして、合唱というのはいろんな効果があり、健康にもいいし仲間づくりにもつながるし、新しい趣味ができるとか、みんなで歌を歌うということの持つ生涯学習的な意味というのがあると思います。コロナによっていろんな困難を抱えてしまった状況があったと思いますけれども、今かなり詳しいお話がありまして大分よく分かってきたので、行政のほうからもそういう支援というか、何か盛り上げるような工夫というか、そういったことも合唱連盟と連携しながら、ぜひやっていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○文化課長

合唱連盟さんが主催の合唱講習会という形で合唱のレクチャーみたいなものを毎年やっ
ていただいています。あと、千人の音楽祭のほうでも市民の方を公募して合唱ステージを
やっています。そこでも合唱のレクチャーをやっていて、本当に講師の方が教えるのがう
まくて、回を重ねるごとに皆さんどんどんうまくなっていく様子が分かるので、そういつ
た機会もぜひ今後も継続してつくっていきたいと思います。

以上です。

○草野委員長

ありがとうございました。

ほかに、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

では、続いて青少年課よりお願いいたします。

○青少年課長

青少年課でございます。資料 32 ページになります。

青少年課からは、先ほどご案内さしあげました新規拡充事業以外の青少年課の主要事業
を 32 ページに掲載させていただいております。令和 6 年度の主要事業は、ここに 5 点記載
させていただいておりますけれども、そのうち、今回は 3 番目の船橋市・津別町青少年交流
事業と 4 番目の少年少女交歓大会について、ご説明をさせていただきます。

まず、船橋市・津別町青少年交流事業についてですが、例年、船橋市と北海道津別町と
の間で、青少年の地域交流として、隔年で訪問と受入れを交互に実施しているところでご
ざいます。新型コロナウイルス感染症の影響によって、3 年連続中止となっております
けれども、昨年度再開し、昨年度は船橋市の子供たちが津別町を訪問しました。今年度は
津別町の子供たちを船橋市に受け入れる年であり、事業の実施に向け準備を進めています。
参加募集の受付も 5 月 1 日から開始したところでございます。

続きまして、第 57 回の少年少女交歓大会になります。船橋市少年少女交歓大会実行委員
が実施主体となって、様々な青少年に関わる団体等と連携し、青少年の健全育成の推進を
図ることを目的に毎年開催してまいりました。コロナ前は例年 5 月の第 2 日曜日に運動公
園で開催しておりましたけれども、一昨年、昨年と感染症の影響もあり、実施時期を秋に
ずらして開催をしておりましたけれども、令和 6 年度におきましては、時期をコロナ前と
同様の 5 月の第 2 日曜日開催に戻し、実施する予定でございます。事業内容の詳細につき
ましては、33 ページ、34 ページにチラシを添付しておりますので、ご確認のほどよろしく
お願いいたします。

青少年課からは以上です。

○草野委員長

ありがとうございました。

では、ただいまの青少年課からの説明について、何かご意見、ご質問ありますでしょ
うか。よろしいでしょうか。

特にご意見がないということで、では続いて、市民文化ホールよりお願いいたします。

○市民文化ホール館長

市民文化芸術ホールの令和5年度に実施いたしました自主事業について、ご報告させていただきます。ページは35ページです。

令和5年度の市民文化ホールでの自主事業は、有料の公演17事業を実施いたしました。令和5年度は市民文化ホールが開館45周年、市民文化創造館は開館20周年を迎え、それぞれ記念事業を実施しました。

まず、自主事業実施実績一覧の11番でございますが、10月28日に「東京混声合唱団 ふなばしから心をつなげるコンサート」を実施しました。世界の合唱曲や「この道」などの日本の旅情歌、また、「あずさ2号」などのポップスもあり、プロの合唱を満喫しました。第3部には中野木小学校合唱部の児童も参加し、「大地讃頌」などをプロの合唱団と共演し、心に響く美しいハーモニーを披露しました。

また、13番の「船橋第九演奏会」は、世界で活躍する武藤英明氏の指揮の下、プロのオーケストラである千葉交響楽団と、一般の方から募集した合唱団150人が共演しました。合唱団員の皆さんは、合唱経験のない方や第九を何度も歌ったことのある方、年齢も10代から80代までの様々な方々が約5か月、毎週集まり練習をしてきました。当日は迫力ある歌声で、ご来場の皆様から大きな拍手をいただきました。参加された方からは、「人生のよい思い出になった」「また歌いたい」「いくつになってもチャレンジすることはできると実感した」など、また、ご来場者からは、「勇気と元気をもらった」「感動して涙が出た」などの感想をいただきました。この演奏会の様子は、生涯学習チャンネルでダイジェスト版をご覧いただくことができます。

次に36ページ、市民文化創造館は、有料公演6事業、無料公演等12事業、合わせて18事業を実施しました。

市民文化創造館では、3番目の開館20周年記念としまして、「伊藤薫 with ふなばしのアーティスト」を実施しました。「ラヴ・イズ・オーバー」で有名な船橋在住の伊藤薫さんの歌を、ロックや演歌、オペラなど、様々なジャンルのアーティストがカバーし、一緒に歌いました。一般公募の子供たちなども参加し、楽しいひとときを過ごしました。

また、市民文化創造館の無料公演では、4月と8月を除く第3木曜日の夜、「ちょっとよりみちライブ」を無料で開催し、多くの方に楽しんでいただいております。資料にありますように、多種多彩なジャンルの内容でお届けをしております。

続きまして、令和6年度の自主事業をご紹介します。37ページから38ページをご覧ください。

例年テーマを選定して事業を行っていますが、今年度のテーマは「文化・芸術の魅力を再発見！～ふるさと船橋で出会う～」でございます。市民の方が様々な文化・芸術に、このふるさと船橋で出会うことができたらという思いを込めたテーマです。

まず市民文化ホールでは、7番目にあります「ふなばし能」を9月22日に実施いたしま

す。第1部では、日本の伝統文化に直接触れる機会として、謡やお囃子を体験できるワークショップや、装束の展示なども予定しております。第2部は、今回の演目である「熊坂」のあらすじと見どころについて解説を行った後、ご鑑賞いただくことで、能の魅力への理解を深めていただきます。

次のページ、市民文化創造館の4番目、姉妹都市オーデンセのあるデンマークから超絶技巧の演奏で心躍るドリーマーズ・サーカスをお招きし、北欧の音楽をお楽しみいただきます。

このほかにも様々なジャンルの音楽や市民参加型の朗読劇、特別よりみちとして「船橋大神宮の神楽」など、ふるさと船橋に愛着を持っていただける事業を展開してまいります。

以上です。

○草野委員長

ありがとうございました。

ただいま市民文化ホールよりご説明いただいた内容について、いかがでしょうか。ご意見、ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見が特にないようですので、次に行きます。

次第の3番、連絡・報告事項について、(2)から(5)まで各所属から報告が終了しました。そのほかに追加で連絡・報告事項はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次第の4番、その他に参ります。

委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、最後に事務局から何かございますでしょうか。

○事務局

事務局でございます。次回の会議についてご案内いたします。

令和6年度第2回社会教育委員会議は、6月26日水曜日午後3時から、市役所6階602会議室で行います。後日改めてご案内させていただきます。よろしくお願ひします。

以上です。

○草野委員長

ありがとうございました。

では、最後に議事録署名の委員についてですけれども、名簿の順番でいきたいと思ひます。本日は平尾委員と丹間委員ですが、よろしいでしょうか。

(両委員 了承)

○草野委員長

では、よろしくお願ひいたします。

それでは、これにて令和6年度第1回社会教育委員会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後4時47分閉会